

**島牧村立学校における働き方改革
行 動 計 画
(第2期)**

令和3年4月
島牧村教育委員会

目 次

I はじめに

II これまでの取組の成果と課題

III 行動計画（第２期）の概要

- (1) 行動計画（第２期）の性格
- (2) 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間
- (3) 教育委員会及び学校の役割
- (4) 推進体制と取組の検証・改善
- (5) 保護者や地域住民等への理解促進
- (6) 学校や教員が担う業務の明確化

IV 行動計画（第２期）の具体的な取組

Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- (1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- (2) I C Tを積極的に活用した業務等の推進
- (3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

- (1) 部活動休養日等の完全実施
- (2) 複数顧問の効果的な活用
- (3) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等

Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- (1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- (2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進
- (3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進
- (4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定
- (5) 働き方改革に関する研修の実施
- (6) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

- (1) メンタルヘルス対策の推進等
- (2) 適正な勤務時間の設定等
- (3) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言
- (4) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築
- (5) 研修の精選・見直し
- (6) 若手教員への支援
- (7) 教頭への支援
- (8) 学校行事の精選・見直し
- (9) 学校が作成する計画等の見直し
- (10) 学校の組織運営に関する見直し
- (11) 連絡手段のデジタル化や押印の省略等

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

I はじめに

- 人工知能（A I）やビッグデータ、IoT等の先端技術が高度化した Society5.0 時代が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化しているなど、我々を取り巻く社会情勢は、ますます複雑で予想困難になってきている。
- このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。
- このため新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にして、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしている。
- 学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものである。
- 現在、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立った学校教育活動に取り組んでいる。こうした状況の中、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性ある取組を一層進めていく必要がある。

II これまでの取組の成果と課題

- 島牧村教育委員会（以下「村教委」という。）では、平成 30 年 4 月に、令和 2 年度までを取組期間とする「島牧村立学校における働き方改革行動計画」（以下「現行動計画」という。）を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきた。その主な取組の成果と課題は次のとおりである。

(1) 現行動計画に基づく取組の実施

現行動計画では、学校閉庁日や部活動休養日の設定、1 か月単位の変形労働時間制の積極的な活用等を指標に掲げ、その実施率が 100%となるよう各学校の取組を促してきた。その結果、当初の目標を達成し、これらの一定の定着が図られている。

(2) 出退勤管理システムの導入

労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務として、勤務時間の管理が明確化されたことを踏まえ、村教委では、令和元年7月から村独自の勤務管理簿により、客観的な勤務時間の把握・計測を実施してきた。

(3) 教職員の時間外勤務等に係る実態について

各学校とも一定の縮減効果が認められるが、未だ一部の教職員で時間外勤務を行っている実態がある。

とりわけ長時間勤務となりやすい教頭と教諭に着目すると、教頭にあつては、調査等の事務処理、会議や打合せ、学校経営・学校運営に関する業務に従事しており、教諭にあつては、教材研究・授業準備や成績処理、週休日の部活動指導等の業務に従事しているという状況が見られる。

これらの解消のためには、村教委において、これまで実施してきた取組の精度を一層高め、速やかに実行するとともに、不断の見直しを行い、より実効性の高い取組を進めていく必要がある。また、各学校においては、校内委員会の整理、諸会議の効率化、ICTの活用促進、教材の共有化など、それぞれの実情を踏まえて、実行可能な取組から速やかに実施し、検証を行いながら、成果を着実に積み重ねていく必要がある。

(4) 働き方改革手引「Road」の活用

道教委では、令和元年度に「新時代の教育を支える働き方改革促進事業」を実施し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の各1校を推進校に指定して、校長経験者及び民間コンサルタントの助言を受けながら業務改善に取り組み、その成果をもとに、令和2年3月に「北海道の学校における働き方改革手引『Road』（以下「働き方改革手引「Road」」という。）を取りまとめた。

働き方改革手引「Road」は、働き改革を推進するための考え方、取組を推進する8段階のプロセス、推進校での実践事例、業務の見直しの観点、学校で取組を進める際に活用できるワークシートや職員意識アンケートの参考例、取組の進捗状況を管理するチェックリストを提示するなど、各学校で主体的に取り組める内容となっており、積極的な活用が求められる。

(5) 取組の総括

村教委では、これまで、上記の取組のほか、ワークライフバランスを意識した働き方の推進等に取り組んできた。この3年間で一定の成果が得られているものの、時間外在校等時間数等の目標達成には至っていない。

学校における働き方改革は「特効薬のない総力戦」と言われる。(3)で述べたように、本村の「学校における働き方改革」も未だ道半ばの状況にあるが、今後、働き方改革の理念を正しく理解し、全ての学校において勤務時間を意識した働き方を実践できれば、目標の実現に大きく近づくことができると考えられる。

このため、喫緊の課題である「学校における働き方改革」の実現に向けて、現行動計画が終了する令和3年度以降においても、これらの取組を継承しつつ更なる改善・充実を図り、村教委と各学校が緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

Ⅲ 行動計画（第2期）の概要

- 学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。
- この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たな行動計画（以下「行動計画（第2期）」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

(1) 行動計画（第2期）の性格

行動計画（第2期）は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則（令和2年北海道教育委員会規則第3号。以下「教育委員会規則」という。）第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

(2) 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、村教委の学校管理規則等に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。

【重視する視点】

個の“気づき”

現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

チームの“対話”

真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

地域との“協働”

働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

【重点的に実施する取組】

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② メンタルヘルス対策の推進等
- ③ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤ 部活動休養日等の完全実施
- ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

※重点的に実施する取組は、別に示す工程表により進捗状況を把握する。

【取組期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、道教委、村教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

【用語解説】

- ① 「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に定める公立の小学校及び中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭をいう。
- ② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

- イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
- エ 休憩時間

③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

④ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間の時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

(3) 教育委員会及び学校の役割

ア 村教委の役割

- ・ 学校における働き方改革を進めるための計画等や勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。
- ・ 学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。
- ・ 毎年度、各学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ・ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

イ 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・ 校長は、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

(4) 推進体制と取組の検証・改善

ア 推進体制

教育長を座長とし、教育次長及び学務管理係長で構成する「学校における働き方改革推進チーム」の下、行動計画（第２期）の実現に向けて各学校における「働き方改革推進委員会」と村教委が連携・協働し、一丸となって取組を進める。

イ 取組の検証・改善等

村教委は、毎年度、「学校における働き方改革推進チーム」において各般の取組の検証を行うとともに、学校を訪問するなどして取組状況の実態把握に努める。

また、行動計画（第２期）の各項目の進捗状況を管理するとともに、施策の検証等の結果や国、道教委の動向等を踏まえ、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じて行動計画（第２期）の見直しを行う。

ウ 検証結果の提供等

村教委は、道教委から提供される、各般の取組に係る検証結果を参考とし、各学校がＰＤＣＡサイクルを活用して、計画的に働き方改革の取組を進めるよう促す。

(5) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、村教委においては、村ＰＴＡ連合会等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表する。

(6) 学校や教員が担う業務の明確化

村教委は、各学校において子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、国の中央教育審議会答申で示された次の考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各学校や関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努める。

【これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成 31 年（2019 年）1 月 25 日中央教育審議会答申）より抜粋

IV 行動計画（第 2 期）の具体的な取組

Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

重点

- ・ 村教委は、働き方改革手引「Road」を、各学校で積極的に活用するよう促す。
- ・ 村教委は、各学校で働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」（働き方改革手引「Road」第 3 章に掲載）を設置するよう促す。
- ・ 村教委は、各学校において働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト（働き方改革手引「Road」第 7 章に掲載）を活用するよう促す。
- ・ 村教委は、道教委から提供される学校における働き方改革に関する道内外の好事例の普及を図るとともに、学校や教職員による優れた実践事例やアイデア等を学校間で共有するよう促す。
- ・ 村教委は、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、新たな技術の活用も含め、業務の効率化や集約化の検討を積極的に進める。

(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進 **重点**

- ・ 村教委は、学習履歴（スタディ・ログ）などの教育データを活用し、自動的かつ継続的なデータの取得や情報共有の即時化により、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間の減少を図るため、ICT環境の充実を進める。
- ・ 村教委は、各学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進する。
- ・ 村教委は、教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICTに精通した人材の配置など、学校体制の整備に努める。
- ・ 村教委は、道教委のホームページ（ICT活用ポータルサイト等）に掲載される校種に応じた次の教材や資料等の活用を促し、教職員の授業づくりを支援する。

共 通	ICT活用授業モデル、各種資料（教員研修、クラウドサービス、活用事例、情報モラル等）、ICT活用ミニハンドブック
小 学 校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、特に小学校プログラミング教育に関する教室用デジタル教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例
中 学 校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、技術・家庭科や美術等、免許外指導者の参考となる教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 **重点**

- ・ 村教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組について、分かりやすい動画やイラストの活用を含め、積極的な広報及び情報提供を行う。
- ・ 村教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の効果的な活動を進める。

Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施 **重点**

- ・ 村教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。
- ・ 村教委は、部活動の活動時間は、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度が原則であって、大会 1 か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、毎週木曜日及び土曜日又は日曜日で 1 日を休養日とする。
- ・ 長期休業中は、日曜日及び学校閉庁日を休養日とする。
- ・ 休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。

② 部活動の活動時間

- ・ 学期中 4 月から 9 月までは 1 8 時まで
10 月から 3 月までは 1 7 時 3 0 分まで
- ・ 休業日（土曜日、日曜日、祝日を含む）は半日

(2) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 村教委は、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践するよう、学校への指導・助言を行う。

(3) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等

- ・ 村教委は、中体連等の関係団体と連携、協力し、部活動休養日等の完全実施のための取組を進める。
- ・ 村教委は、村スポーツ協会や競技団体、文化団体等に対し、大会やコンクール等の見直しを要請するとともに、中学校に対し、出場する大会等を精選するよう促す。

Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表 **重点**

- ・ 村教委は、各学校において令和 3 年 3 月に導入した「AI 顔認証出退勤検温システム」及び令和元年 7 月から導入した勤務管理簿を適宜、適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。
- ・ 村教委は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを

踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 村教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進める。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上の子次有給休暇の取得促進
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)
- ④ 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・ 村教委は、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。
- ・ 各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・ 各学校の校長及び教頭（以下「管理職員」という。）は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・ 各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 村教委は、各学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとする。
- ・ 各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。
- ・ 各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- ・ 各学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 村教委は、学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

① 実施目的

- ・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

② 設定期間

- ・ 夏季休業期間 8月15日前後の3日間とする。
令和3年度：8月11日から8月13日まで
令和4年度、5年度については別に定める。
- ・ 冬季休業期間 12月29日から1月5日までとする。

③ 服務上の取扱等

- ・ 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- ・ 休暇の取得を強制しない。
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。
- ・ 部活動休養日に設定する。

④ 保護者への周知

- ・ 道教委が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出する。

(5) 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 学校における働き方改革を進めていくためには、管理職員のマネジメントが極めて重要であることから、村教委は、新任校長、新任教頭において、職員の勤務時間の管理、健康安全の管理、校内組織の管理をはじめとしたマネジメント能力を養成する内容を当該研修の重点に位置付けて実施する。
- ・ 村教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、各種研修機会を活用するとともに、各学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促す。

(6) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

- ・ 村教委は、学校管理規則で定めた教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例などに基づき、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。
- ・ 村教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、研修の充実や学校事務の一層の効率化を図る。

Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等

重点

- ・ 村教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、全ての教職員へ

のストレスチェックや必要に応じて面接指導等を実施する。

- ・ 村教委は、教職員の健康管理に関し、必要に応じて助言・指導を行うものとする。
- ・ 村教委は、ストレスチェックの結果及び時間外在校等時間が一定時間を超えた教職員に対し、医師による面接指導を実施する。
- ・ 村教委は、教職員に対し、道教委の「心の健康相談事業」などを活用するよう指導する。

(2) 適正な勤務時間の設定等

- ・ 村教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。
- ・ 村教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言を行う。

(3) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・ 村教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行う。

(4) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 村教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーを派遣する体制を整備するとともに、福祉課・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。

(5) 研修の精選・見直し

- ・ 村教委は、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努める。

(6) 若手教員への支援

- ・ 村教委は、若手教員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、様々な機会を活用し、働き方改革の観点も含め、管理職員等による指導・助言を受けられる機会を設ける。
- ・ 各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

(7) 教頭への支援

- ・ 村教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。② 事務職員等との役割分担を図る。 |
|--|

(8) 学校行事の精選・見直し

- ・ 村教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促す。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。 |
|--|

(9) 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 村教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・ 村教委は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。
- ・ 村教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

(10) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 村教委は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

(11) 連絡手段のデジタル化や押印の省略等

- ・ 村教委は、各学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定す

るものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- (2) 村教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。
村教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

附 則（令和３年４月２２日教育委員会決定）
この方針は、決定の日から施行する。

島牧村立学校における働き方改革行動計画(第2期)工程表

重点取組		令和3年度	令和4年度	令和5年度
働き方改革 手引 「Road」の 積極的活用	村教委	教育委員会職員による指導・助言		
	各学校	・コアチームの設置 ・チェックリストの活用 ・取組の実施・評価・改善	・コアチームによる効果検証 ・チェックリストの活用 ・取組の実施・評価・改善	
I C Tを積 極的に活用 した業務等 の推進	村教委	村立学校におけるI C T環境の整備、学校への指導・助言		
	各学校	・自動的・継続的なデータ取得などI C Tの積極的な活用 ・クラウドサービスやデジタル教科書を活用した授業実践		
部活動休養 日等の完全 実施	村教委	・適正な部活動指導に向けた指導・助言		・適正な部活動指導に向けた指導・助言
	各学校	・休養日等の完全実施 ・例外的な取扱いの厳格な適用 ・複数顧問の活用		